

* 介護保険のしくみ

介護保険は、介護や支援が必要な人が介護保険サービスを利用できる制度です。市区町村が運営し、40歳以上の人が出し合って制度を支えています。

40歳以上の人 (被保険者)

- 要介護認定を受けてサービスを利用します。
- 介護保険料を納めます。
- サービス事業者利用者負担を支払います。



65歳以上の人 (第1号被保険者)

サービスが利用できるのは
介護が必要と認定された人

介護が必要になった原因は関係なく、サービスが利用できます。

交通事故など「第三者」による行為が原因で介護保険を利用する場合は市区町村へ届け出が必要です。
必ず示談前に市区町村の担当窓口へ連絡してください。

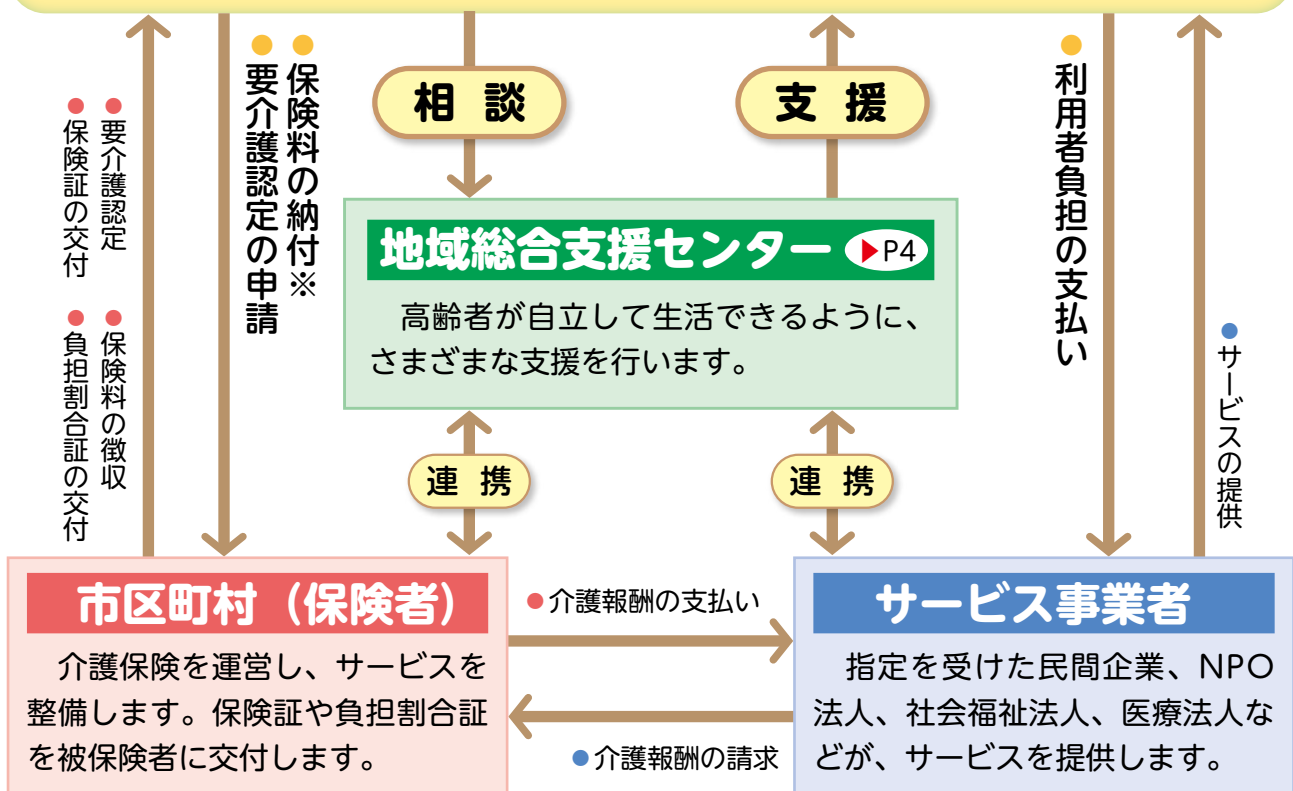
40～64歳の人 (第2号被保険者)

サービスが利用できるのは
「特定疾病」が原因で
介護が必要と認定された人
特定疾病以外(交通事故など)
が原因の場合は、介護保険の
サービスは利用できません。

特定疾病とは

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる16疾病

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ ● 筋萎縮性側索硬化症 ● 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症 ● 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ● 脊柱管狭窄症 ● 早老症 ● 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患 ● 閉塞性動脈硬化症 ● 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



※第2号被保険者は、加入している医療保険へ納付

*介護保険の保険証

65歳になると、第1号被保険者に該当し、一人に1枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。40～64歳の人（第2号被保険者）は、認定を受けた場合などに交付されます。

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
交付年月日	年 月 日
被保険者番号及び印	

あなたの被保険者番号です。

住所・氏名・生年月日などに誤りがないかを確認しましょう。

保険証はサービスを利用するときなどに使います。大切に扱しましょう。



- 裏面の注意事項をよく読みましょう。
- 市区町村によって保険証の様式が異なる場合があります。

認定された要介護状態区分等	
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	年 月 日
認定の有効期間	年 月 日～ 年 月 日
居宅サービス等 (うち種類支給限度基準額)	区分支給限度基準額 1月当たり サービスの種類 種類支給限度基準額
認定審査会の決定 サービス指	

市区町村が認定した年月日など

認定の有効期間

居宅サービス等の1か月に利用できる上限

市区町村によって個別のサービスの上限を設定（設定しない場合はこの欄はありません）

利用できるサービスの指定がある場合に記載（指定がある場合、そのサービス以外の給付は受けられません）

給付制限	内容	期間
居宅介護支援事業若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	開始年月日	年 月 日
	終了年月日	年 月 日
	開始年月日	年 月 日
	終了年月日	年 月 日
介護保険施設等	種類	入所等年月日 年 月 日
	名称	退所等年月日 年 月 日
	種類	入所等年月日 年 月 日
	名称	退所等年月日 年 月 日

保険料の滞納などで給付に制限がある場合に記載

ケアプランの作成を依頼する居宅介護支援事業者名等を記載

施設サービス等を利用する場合に、介護保険施設等で名称や入退所等年月日を記載

サービスを利用するときには、「介護保険負担割合証」(▶P11) も一緒にサービス事業者に渡してください。

悩みや相談ごとなど、お気軽にご相談ください！

地域総合支援センター

お問い合わせは裏表紙をご覧ください

地域総合支援センターは高齢者の生活を総合的に支える相談窓口です。住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から、高齢者や家族を支えます。

わたしたちにご相談ください！



主任
ケアマネジャー等



保健師
(または経験豊富な看護師)



社会福祉士

地域総合支援センターは、こんな仕事をしています！

自立した生活の支援をします

要支援1・2と認定された人や、介護予防・生活支援サービス事業対象者などが自立して生活できるように介護予防の支援をします。

みなさんの権利を守ります

地域で安心して暮らせるように、みなさんの権利を守ります。虐待の早期発見や、成年後見制度の紹介、消費者被害などに対応します。

困りごと、ご相談ください

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他困ったことがあれば、ご相談ください。

暮らしやすい地域をつくります

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。また、ケアマネジャーの支援も行います。

福祉まるごと相談窓口

地域総合支援センターは、地域住民のみなさんや民生委員、警察、消防署、医療機関、民間企業などと協力して、地域の高齢者をみまもるネットワークづくりを進めています。

このネットワークが高齢者の問題や異変を早期に発見し、地域総合支援センターに報告します。報告を受けた地域総合支援センターは適切な機関と連絡を取り合い、問題解決の支援をして、高齢者のみなさんが安心して暮らしていける地域づくりに努めています。